

自動火災報知設備の設置義務

<設置義務があるもの>

- ① 特定防火対象物・・・原則、延べ面積 300 ㎡以上の場合に設置
- ② 非特定防火対象物・・・原則、延べ面積 500 ㎡以上の場合に設置（例外：教会、神社、事務所は 1000 ㎡以上）
- ③ 旅館・ホテル等、病院（入院施設有）、老人ホーム、マンガ喫茶・カラオケ、格納庫、重要文化財・・・全てに設置（省略不可）

◆300 ㎡以上で設置義務があるもの

300 ㎡以上、特防、無窓階、地階、10 階、3 階※3～10 階、複合用途

◆階段による制限

・地階、無窓階、または3 階以上 10 階以下の階・・・原則 300 ㎡以上の場合に設置

地階・無窓階に以下のものがある場合は 100 ㎡以上で設置

- ・キャバレー、ナイトクラブ等
- ・遊技場、ダンスホール
- ・性風俗関連店舗等
- ・待合、料理店・飲食店等

・11 階以上の階・・・全て設置

・その他特殊な場合・・・地階または 2 階以上に設けられた車庫、駐車場・・・200 ㎡以上 ※1 階にある場合は 500 ㎡以上。蒸気、熱気浴場・・・200 ㎡以上

◆自動火災報知機を省略できる場合

次のいずれかの設備を設置した場合には、その有効範囲内において自火報を省略することができる。

スプリンクラー設備	※いずれも総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているもの
水噴霧消火設備	に限る。
泡消火設備	

ただし、次の場合には上記のものが設置してあっても自火報の省略はできない。

- ① 特定防火対象物
- ② 地階、無窓階および 11 階以上の階
- ③ 煙感知器など（熱煙複合式スポット型感知器、炎感知器を含む）の設置義務がある所

煙感知器の設置義務がある所

- ・たて穴区画（階段、傾斜路、エレベーターの昇降機、リネンシュート、パイプダクト
- ・地階、無窓階および 11 階以上の階※特防および事務所に限る
- ・廊下および通路（特防、寄宿舍、下宿、共同住宅、公衆浴場、工場、作業場、映画スタジオ、事務所）
- ・カラオケボックス
- ・感知器の取り付け面の高さが 15m 以上 20m 未満の場所

◆ガス漏れ火災警報設備の設置義務

防火対象物	設置義務が生じる面積
地下街、特定防火対象物の地下街	延べ床面積が 1000 ㎡以上
準地下街 特定用途部分を有する複合用途防火対象物の地階	延べ床面積が 1000 ㎡以上あって、かつ特定用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの。
温泉採取設備が設置されているもの	すべて